

■納付書・クレジットカードの場合

納付の種類	2 年前納	1 年前納	6 カ月前納	毎月納付
1 回あたりの納付額	409,490円	206,390円	104,210円	17,510円
割引額	15,670円	3,730円	850円	—

※金額は令和7年度の額を表示しています

※口座振替やクレジットカードによるお支払い、納付書による前納は随時申し込みできますが、申し込みの時期によって割引額が異なります

■申し込み方法

納付書による前納を希望の場合は年金事務所までお問合せください。

「口座振替申出書」「クレジットカード納付申出書」は年金事務所、市民課保険年金係でお渡しします。

基礎年金番号通知書や年金手帳などの基礎年金番号のわかるもの、通帳、通帳の届出印、クレジットカードなどをお持ちのうえ申し込みください。

令和7年度国民年金保険料は、月額17,510円です。
国民年金保険料は納付書や口座振替、クレジットカードなどでお支払いができます。
前納や口座振替を利用すると割引されお得です。

令和7年度の国民年金
保険料をお知らせします

問 佐賀年金事務所
市民課保険年金係
0952-314191
0952-7512159



お知らせ

（後期高齢者医療）所得が低い人に対する後期高齢者医療保険料の軽減基準見直しのお知らせ



問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 資格賦課係 ☎0952-64-8476 / 市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

■所得が低い人に対する軽減基準の見直し

後期高齢者医療保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で保険料が計算されます。「均等割額」は世帯の所得状況に応じて下表のとおり軽減されます。

令和7年度の保険料は消費者物価の伸びなどを考慮し、2割軽減および5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が次のとおり拡充されます。

2 割軽減 (軽減後の均等割額 45,600円)	【令和6年度】 43万円 + 54.5万円×被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1) 以下
	【令和7年度】 43万円 + 56万円×被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1) 以下
5 割軽減 (軽減後の均等割額 28,500円)	【令和6年度】 43万円 + 29.5万円×被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1) 以下
	【令和7年度】 43万円 + 30.5万円×被保険者数 + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1) 以下
7 割軽減 (軽減後の均等割額 17,100円)	【令和7年度(変更なし)】 43万円 + 10万円×(年金・給与所得者数 - 1) 以下

令和7年度後期高齢者医療保険料の通知は6月中旬に送付します。

※くわしくは、佐賀県後期高齢者医療広域連合または市民課保険年金係まで問い合わせください